

# 婚姻届の書き方

## 婚姻届

令和〇〇年 △月××日届出

大阪府守口市長 殿

受理	令和 年 月 日	発送	令和 年 月 日
第 号			
送付	令和 年 月 日	大阪府守口市長 印	
第 号			
書類調査	戸籍記載	新戸籍編成	記載調査
調査票	附 票	住民票	通知

午前	午後
時	分

(1) 氏名	夫になる人		妻になる人	
	おおさか 太郎	もりぐち けいこ		
生年月日	昭和57年6月23日	昭和59年10月5日		
(2) 住所	守口市京阪本通		左に同じ	
	2丁目5番5号			
(3) 本籍	東京都新宿区西新宿		和歌山県伊都郡かつらぎ町丁ノ町	
	二丁目8番		2160番	
父母及び養父母の氏名	父 大阪 一郎	続き柄 長男	父 守口 正一	続き柄 二女
	母 花子		母 初子	
養父母	養父	続き柄	養父 浪速 和正	続き柄
	養母	養子	養母	養女
(4) 婚姻後の夫婦の氏・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏	新本籍(左の☑の氏の人既に戸籍の筆頭者となっているときは書かないでください)		
(5) 同居を始めたとき	<input type="checkbox"/> 妻の氏	大阪府守口市京阪本通二丁目5番		
(6) 初婚・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚	<input type="checkbox"/> 再婚	<input type="checkbox"/> 死別	<input type="checkbox"/> 離別
(7) 同居を始める前の夫妻のそれぞれの世帯のおもな仕事と	夫	妻	1. 農業だけ又は農業とその他の仕事を持っている世帯	
	夫	妻	2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯	
(8) 夫妻の職業	夫	妻	3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者は5)	
	夫	妻	4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々又は1年未満の契約の雇用者は5)	
その他	夫	妻	5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯	
	夫	妻	6. 仕事をしている者のいない世帯	
	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)			
	夫の職業		妻の職業	
届出人署名	夫 大阪 太郎 印	妻 守口 恵子 印		
事件簿番号	連絡先(昼間連絡が取れる電話番号)			
	夫	妻	090 - 〇〇〇〇 - △△△△ (自宅・勤務先・携帯・その他)	
	夫	妻	090 - ×××× - □□□□ (自宅・勤務先・携帯・その他)	

住定年月日	夫 昭和・平成・令和
	妻 昭和・平成・令和

### 記入の注意

- 鉛筆や消えやすいインキ、もしくは消せるボールペンなどで書かないでください。
- この届は、その日が土曜日、日曜日や祝日でも届けることができます。(この場合、宿直等で取り扱うので、前日までに戸籍担当窓口で書き方の確認をしておいてください。記載事項に不備があれば後日来庁していただくこともあります。)
- 届書の提出は1通でさしつかえありません。
- この届書を本籍地でない役場で提出するときは、戸籍謄本または戸籍全部事項証明書が必要ですので、あらかじめ用意してください。

本人確認	夫	免・旅・個・( )	通知
	妻	免・旅・個・( )	通知

署名	甲野 一夫 印	乙野 一子 印
生年月日	昭和23年4月20日	昭和16年12月16日
住所	大阪府泉佐野市市場東 1丁目295番3号	高知県安芸郡東洋町生見 758番地3
本籍	大阪府中央区大手前 二丁目1番地	滋賀県高島市新旭町北畑 565番

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

☐にあてはまるものに☑のように印を入れてください。  
外国人と婚姻する人が、まだ戸籍の筆頭者になっていない場合には、新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。

再婚のときは、直前の婚姻について書いてください。内縁のものは含まれません。

### ご持参いただくもの

夫、妻の戸籍謄本または、戸籍全部事項証明書  
(この届書を本籍地でない役場に出すとき)

### 住民登録について

婚姻届を出されても住所は変わりません。  
住所変更をされる場合は、別途手続きが必要になります。

2022年12月発行 発行:守口市  
編集・デザイン:株式会社ジチタイアド

当クリアファイル・リーフレット・オリジナル婚姻届の著作権を侵害する行為  
(SNSやHPへの無断転載、デザインや文言の流用、複製物の商用利用等)は法律で禁じられています。

届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。